

千葉市中央区選挙管理委員会告示第1号

千葉市中央区選挙管理委員会規程（平成4年千葉市中央区選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月1日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 西澤 千賀子

第29条第2項中、「参事、」を削り、「市民総合窓口課長、区政事務センター所長、高齢障害支援課長、高齢障害支援課介護保険室長、こども家庭課長、社会援護第一課長、社会援護第二課長、及び健康課長の職にある者」を「課長（区政事務センター所長を含む）、課内室長、市民センター所長及び課長補佐並びに所長補佐の職にある者」に改める。

同条第3項中、「及び副参与」を削り、同項の次に次の1項を加える。

同条第4項 副参与は、委員会の求めに応じ、各種選挙等における事務局における事務に従事する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。